

南相馬市告示第81号

南相馬市既存住宅状況調査技術者派遣事業実施要綱を次のように定める。

平成30年3月26日

南相馬市長 門馬 和夫

南相馬市既存住宅状況調査技術者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により避難をした市内の既存住宅の所有者が、当該住宅の既存住宅状況調査等を希望する場合に、予算の範囲内において、既存住宅状況調査技術者を派遣することにより、帰還等を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅状況調査等 国土交通大臣が定める既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）により実施する調査及び、この調査結果により作成する修繕計画をいう。
- (2) 既存住宅状況調査技術者 この告示に基づき既存住宅状況調査等の業務を行う者をいう。
- (3) 帰還等 福島第一原子力発電所の事故による避難以前に居住していた既存住宅に戻り居住すること、この既存住宅を住宅として一時的に賃貸すること、又は住宅として売却することをいう。

(補助対象住宅)

第3条 この事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 所有者が帰還等をする予定の戸建住宅

- (2) 市内に在り、避難以降居住していない住宅
- (3) 過去にこの告示に基づく既存住宅状況調査等を実施していない住宅

(対象者)

第4条 この事業の対象となる者は、対象住宅の所有者で、市税を滞納していないものとする。

(業務の委託)

第5条 市長は、この事業に関する業務の全部又は一部を既存住宅状況調査を行うことができる機関(以下「受託機関」という。)に委託することができる。

(派遣の申込み)

第6条 既存住宅状況調査等を希望する対象住宅の所有者(当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者から選任した代表者1人をいう。以下「派遣依頼者」という。)は、構造的に独立した棟ごとに、既存住宅状況調査技術者派遣申込書(様式第1号。以下「派遣依頼書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅の付近見取図
- (2) 対象住宅の各階平面図又は間取り図
- (3) 対象住宅の全景写真
- (4) 納税証明書
- (5) 市が発行する届出避難場所証明書
- (6) 第1号から第5号までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(派遣の決定)

第7条 市長は、前条の規定による提出を受けたときは、派遣する既存住宅状況調査技術者を決定し、既存住宅状況調査技術者派遣決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により派遣依頼者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書の内容に変更が生じたときは、決定通知書の内容を変更することができる。

3 市長は、前項の規定に基づき決定通知書の内容を変更したときは、既存住宅状況調査技術者派遣決定変更通知書（様式第3号）により、速やかに派遣依頼者に通知するものとする。

（派遣の辞退）

第8条 派遣依頼者は、前条第1項に規定する決定通知書を受けた後において既存住宅状況調査技術者の派遣を辞退するときは、調査の日の前日までに既存住宅状況調査技術者派遣辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（派遣決定の取消し）

第9条 市長は、派遣依頼者が次の各号いずれかに該当したときは、第7条第1項の規定による派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) 第6条に基づく派遣申込書の内容と補助対象住宅の状況が、大きく相違していることが判明したとき。

(3) その他市長が不相当と認める理由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、理由を付して、既存住宅状況調査技術者派遣取消通知書（様式第5号）により派遣依頼者に通知するものとする。

（既存住宅状況調査技術者の派遣）

第10条 市長は、第7条第1項により既存住宅状況調査技術者を決定したときは、速やかに当該既存住宅状況調査技術者を派遣しなければならない。

（派遣に要する費用）

第11条 既存住宅状況調査技術者の派遣に要する費用は、15万円を上限に市が負担するものとする。

(調査結果等の通知)

第12条 受託機関は、既存住宅状況調査の結果を市長に報告するとともに、既存住宅状況調査技術者派遣事業結果通知書(様式第6号)に結果報告書を添えて派遣依頼者に通知するものとする。

(派遣依頼者に対する説明)

第13条 既存住宅状況調査技術者は、派遣依頼者から既存住宅状況調査等の結果について説明を求められた場合は、この求めに応じなければならない。

(派遣依頼者に対する指導及び助言)

第14条 市長は、派遣依頼者に対して、事業の適正な施行のため必要な指導及び助言をすることができる。

(既存住宅状況調査技術者等の責務)

第15条 既存住宅状況調査技術者及び受託機関は、この事業に関し知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

2 既存住宅状況調査技術者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 既存住宅状況調査に関し、派遣依頼者から第11条に規定する費用負担額以外の金銭等を受け取ること。
- (2) 派遣依頼者に対し、不必要な改修を勧めること。
- (3) その他既存住宅状況調査技術者としてふさわしくない行為を行うこと。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

